

高齢者あんしんサポートハウス亀岡友愛園重要事項説明書

1. 事業主体の概要

設置主体名	社会福祉法人 友愛会
経営主体名	社会福祉法人 友愛会
法人所在地	京都府亀岡市本梅町平松ナベ倉12番地
代表者氏名	理事長 前渕 功
設立年月	昭和48年12月

2. 利用施設の概要

施設の名称	高齢者あんしんサポートハウス 亀岡友愛園
施設長(管理者)	新 久雄
施設の種類	軽費老人ホーム（「老人福祉法」に定めるところにより「軽費老人ホーム設置運営要項」に従って運営されています）
施設の所在地	京都府亀岡市本梅町平松原谷24-2
施設の目的	当施設は低額な料金で、家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活する事が困難な原則60歳以上の方が利用でき、健康で明るい自立した生活を送っていただく事を目的とします。
電話番号	0771-26-2310
FAX番号	0771-26-0880
入居定員	30名
	敷地面積 2,199.47㎡ 建物面積 1,322.06㎡ 構造 鉄骨作り2階建て 居室（個室 30室）各室ともトイレ、洗面台、IHミニキッチン、冷暖房設備、物干しベランダ、ナースコール付き、 主な共用施設・設備…談話室、食堂、配膳室、調理室、浴室（個浴2、浴室）、洗濯室、手洗いコーナー、地域交流ふれあい室、面談室、衛生室、事務室、消火設備（スプリンクラー）、給排水設備、避難設備など
同法人隣接施設及び事業所	特別養護老人ホーム（ユニット型／小規模型）、短期入所生活介護事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、西部地域包括支援センター、小規模多機能すずらん、グループホームすずらん
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険（株）

3. 事業の目的と運営の方針

施設運営の方針	<p>サービスの提供にあたっては、利用者の方の意思や人格を尊重し、常にその方の立場に立って支援してまいります。</p> <p>また、地域や家庭との結びつきを大切にし、市町村や居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者とも連携して適切なサービスの提供に努めます。</p>
---------	--

4. 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスと利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 【食事時間】 朝食 8時～9時 昼食 12時～13時 夕食 18時～19時 ・体調不良などによる臥床時等、必要に応じて居室配膳も行います。 ・行事食もごぞいます。 ・食事に関する相談に応じます。 ・アンケートの実施等により、利用者の嗜好に配慮します。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として入浴できる機会を2日に1回以上の頻度で提供させていただきます。 ・必要に応じて、ホームヘルパーによる付き添い入浴も可能です。
保健衛生及び健康管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の健康相談や定期的な血圧・身長・体重測定を行います。 ・医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、各医療機関において診療を受ける事ができます。 ＜協力医療機関＞ 医療法人社団瀬尾医院（但し優先的な診療を保証するものではありません） ・市民検診や通院の支援を行います。 ・医療機関に要する費用は、すべて契約者のご負担となります。 ・食品衛生法改正に伴います『HACCP』の考えを取り入れた給食の衛生管理を行っています。 ※HACCPとは「食品衛生法等の一部を改正する法律（国際基準に対応した衛生管理の導入が義務化されました）」です。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽、外出支援、日常生活支援、サークル活動支援等の事業を行います。

5. 利用料

月額利用料金

- ①サービス提供に要する費用…人件費・施設維持管理費等、国の基準で定められた料金です。別表のように、利用者の前年対象収入によって異なります。
- ②生活費…食事サービスに係る費用です。
- ③光熱水費…居室内で使用される電気・水道料金です。
- ④その他の費用…基本料金表参照ください。
親睦旅行その他の施設行事に参加を希望する場合、又は利用者の希望により、別に定める施設が行う特別なサービスを利用した場合、これに要する費用をお支払いいただきます。
- ⑤利用料は毎月末までにその月の分をお支払いいただきます。
- ⑥月の途中において利用を開始あるいは廃止となる場合は、生活費および居住費が日割り計算となります。その場合、一日単価は月額を歴日数で割った額とします。
- ⑦月の途中で利用が廃止となる場合は別添料金表①サービス提供に要する費用の払い戻しはございませんのでご了承ください。
- ⑧入院中は別添料金表①サービス提供に要する費用、③居住に要する費用のお支払をいただきます。ただし3ヵ月以内を限度といたします。
- ⑨事前の申し出により欠食された場合は、欠食分の食材料費を払い戻します。ただし、1週間以内の欠食に関しては、払い戻しができませんのでご了承ください。

請求・支払い

- ①翌月の利用料及び前月の光熱水費、立て替え払いは、当月10日を目途に請求いたしますので、月末日迄にお支払いください。
- ※ご利用者の収入申告手続に伴い更新されました請求額は、毎年7月請求を起算としています。
- ②お支払い方法は銀行振り込み、現金払いから選んでいただけます。

6. 個人情報の取り扱いについて

当園は、「個人情報保護の目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。特にプライバシー情報に関しましては、職員の研修に努め漏洩に注意を払います。

また、情報を第三者に提供する場合には、事前に利用者の承認をいただきます。あらかじめ示した用途以外には決して使用いたしません。

ただし、法令に基づく場合や人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合等であって利用者の同意を得ることが困難であるときは、利用者の了解を得ることなく、必要かつ合理的な範囲において個人情報を取り扱わせていただきます。

7. 情報開示について

当園は、利用者または身元保証人からの書面請求に従って、利用者ご自身に関する情報を開示しております。ただし、本人あるいは身元保証人でない方（他の家族等）からの請求につきましては、書面にてご本人の了解を得てからとなります。

8. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ご利用相談室 窓口担当者：生活相談員 清水 美智子

ご利用時間：月～土曜日 9時～18時

ご利用方法 電話 0771-26-2310

※苦情解決第三者委員 氏名 兒嶋 正晴 氏 電話番号 0771-26-3157

氏名 樹山源次郎 氏 電話番号 0771-23-3913

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会（相談無料）

〒604-0874 京都市中京区竹谷町通り烏丸東入ル清水町375

ハートピア京都5階 京都府社会福祉協議会内

電話 075-252-2152 FAX 075-212-2450

9. 職員体制

職 種	人 数		キャリア（資格等）
	常勤	非常勤	
施 設 長	1名		社会福祉主事任用、介護福祉士
生活相談員	1名		介護福祉士、介護支援専門員
介 護 職 員	1名	1以上	常勤換算
事 務 員	1名		
調 理 員		1以上	常勤換算
宿 直 者		1以上	
宿直者	18時～翌朝9時（電話対応）		

10. 災害時の対策

防災設備の概要	防火設備	避難階段1カ所
	消防用設備	消火器具10カ所、スプリンクラー設備 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）、誘導灯及び誘導標識、非常電源（自家発電設備）
緊急連絡体制	自動転送システムの設置、緊急連絡網の整備	
消防避難訓練	年2回以上	
災害避難訓練	年1回以上（BCP計画に基づいて訓練含む）	

11. 当施設ご利用に際しての留意事項

外出・外泊	外出（短時間のものは除きます。）または外泊をされる際には、施設長に届け出ていただきます。
来訪・宿泊	利用者の来訪者は、来訪した際、玄関に備え付けの台帳に氏名等をご記入いただきます（面会時間は9時から19時の職員勤務時間内をお願いいたします）。また、宿泊する際には、事前届出の上、施設長の承諾が必要となります。
喫煙・飲酒	喫煙は、喫煙場所のみでお願いします。所定の場所以外では吸わないでください。 寝タバコ、くわえタバコは厳禁です。 飲酒は、医師からの制限がない限り、おおむね自由ですが、周りの方の迷惑がかからないようにお願いします。
迷惑行為等	喧嘩、暴言暴行、中傷等他人に迷惑をかける行為はしないでください。
動物飼育	利用者が小鳥や魚類を飼育する際には、事前届出の上、施設長の承諾が必要となります。他の利用者の迷惑にならないような措置をするとともに、飼育についての全責任を負っていただきます。

12. その他施設の運営に関する重要事項

- ・本施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を次の通り確保します。
 1. 採用時研修 採用後 基本3カ月以内
 2. 継続研修 年2回以上
 3. 認知症介護に係る基礎的な研修履修
 4. 虐待防止予防のための定期的な研修
 5. 感染症委員会活動及び定期的な研修

- ・事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得たご契約者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないように、従業者ではなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています

・当園は適切な高齢者生活支援を支える観点から、職場において行われる性的及び優越的な関係を背景にした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される事を防止するための指針にもとづき雇用を管理します。

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、施設の利用開始に同意いたしました。また、当法人の「個人情報保護に関する規程」に基づき、必要な場合には個人情報の提示に同意いたします。

令和 年 月 日

【 利用者 】

住 所

氏 名

印

【 身元引受人 】

住 所

氏 名

印

【 身元引受人 】

住 所

氏 名

印

【 説明者 】

高齢者あんしんサポートハウス 亀岡友愛園

職 名

氏 名

印